

1	借換・リフォームローン
---	-------------

平成29年3月1日現在

商 品 名	⑬借換プラスリフォームローン (株)ジャックス保証付
-------	-------------------------------

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫営業区域内に居住し、年齢が満20歳以上の方で、最終返済時満79歳以下の方。 ・安定継続した収入の見込める方。 ・公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が3年以上あり（ステップ償還の利用者は5年、または2度目の借換の場合は前回、前々回合わせてトータルで5年以上）かつ直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。 ・原則として団体信用生命保険に加入できる方。 ・過去に不渡り、その他の借入について延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方。 <p>※詳しくは当金庫本支店窓口でお問い合わせ下さい。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン借換資金 ・住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金。 ・上記(1)、(2)と合算での新規リフォーム工事資金。 <p>※借換対象ローンが無担保扱いのものは対象外。</p>
ご 融 資 限 度 額	<p>10万円以上2,000万円以内（1万円単位）</p> <p>ただし、自営業者の方は1,000万円以内とし、借換資金については対象ローンの一括償還金額を上限とします。</p> <p>借換に伴う諸経費を借入額に含めることができる。</p>
ご 利 用 期 間	6ヶ月以上20年以内。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型、固定金利期間特約型のいずれかを選択できます。 ・固定金利期間特約型の固定金利特約期間は、当初3年、5年、7年、10年の4種類から選択できます。なお特約期間終了後は変動金利へ移行します。 ・変動金利型の融資利率は、当金庫長期プライムレート（基準金利）と同率を適用させていただきます。 ・固定金利特約型の融資利率は、当金庫基準金利に固定金利特約期間に応じた利率を加算した利率を適用させていただきます。 ・変動金利の利率は基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または上げられます。 ・金利変動時の上限利率は、当初契約時の基準金利+保証会社保証料（融資利率として上乗せ）に4%を加算した利率となります。（ただし団信保険等加入の場合、上限利率が上がります） ・変動金利の利率は毎年2月1日と8月1日現在の基準金利により、各々3月と9月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・固定金利型への変更はできません。

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元利均等払いとし、ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・融資利率の見直しが行われた場合、新融資利率、残存元金、残存期間にもとづいて返済額が変更になります。
団信保険	原則として団体信用生命保険に加入していただきます。
保証人・担保	<p>原則不要です。ただし、以下の場合は必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人。 ・団体信用生命保険に非加入者の方。 ・(株) ジャックスが必要とした場合。
保証料・手数料	<p>保証料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)ジャックスの定めによる保証料が必要となります。 ただし、保証料は融資利率に上乗せとします。 <p>手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限前返済手数料 期限前に返済されますと手数料が必要となります。 手数料は、繰上完済・一部内入1件ごとに返済元金の0.54%とし、54,000円を上限とします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>※現在のご融資利率やご返済額の試算等詳しい内容については、当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>